



助成金の最新情報と活用のポイントをお届けします

助成金通信

発行:はぎの社会保険労務士法人

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 6-73-4

TEL 043-272-3081 FAX 043-274-3369

8

2023

新たな新規事業展開に必要な人材開発を支援！

人材開発支援助成金 事業展開等リスクリング支援コース

人材開発支援助成金 事業展開等リスクリング支援コースは令和4年～8年度の期間限定の助成金として創設されました。本助成金は、新規事業の立ち上げなどの事業展開に伴い、事業主が雇用する労働者に対して新たな分野で必要となる知識及び技能を習得させるための訓練を計画に沿って実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

助成額・助成率は次の表のとおりです。

()内は中小企業以外の助成額・助成率

経費助成	賃金助成 (1人1時間当たり)
75% (60%)	960円 (480円)



※ 同一の事由(同一の訓練受講、経費、賃金等)に係る助成制度を複数利用する場合、併給できない場合があります。詳細はそれぞれの助成制度を所管する都道府県労働局・自治体・団体などにお問い合わせください。

※ eラーニングによる訓練等、通信制による訓練等、定額制サービスによる訓練及び育児休業中の者に対する訓練等は経費助成のみです。

① 経費助成限度額(1人1訓練当たり)

1人1訓練当たりのOFF-JTにかかる経費助成の限度額は、実訓練時間数に応じて下表のとおりです。

企業規模	10時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上
・中小企業事業主	30万円	40万円	50万円
・中小企業以外の事業主	20万円	25万円	30万円

※ 専門実践教育訓練の指定講座の訓練については、一律「200時間以上」の区分となります。

※ eラーニング及び通信制による訓練等(標準学習時間が定められているものは除く。)については、一律「10時間以上100時間未満」の区分となります。

※ 定額制サービスによる訓練の場合は、訓練時間数に応じた限度額は設けません。

② 賃金助成限度額(1人1訓練当たり)

1,200時間が限度時間となります。ただし、専門実践教育訓練については1,600時間が限度時間となります。

③ 支給に関する制限

● 訓練等受講回数の制限

助成対象となる訓練等の受講回数の上限は、1労働者につき1年度[※]で、3回までです。

● 1事業所の支給額の制限

1事業所が1年度[※]に受給できる助成額は、1億円

※ 支給申請日を基準とし、4月1日から翌年3月31日まで



◆◆主な要件◆◆



対象訓練の主な要件

- ・次の①②のいずれかのために必要な専門的な知識及び技能を習得させる訓練
 - ① 事業展開（新たな分野への進出、業種・業態転換等）を6か月以内に実施したまたは3年以内に実施予定である
 - ② 事業展開は行わないが企業内のDX化やグリーン・カーボンニュートラル化を推進する
- ・実訓練時間数が10時間以上のOFF-JTであること

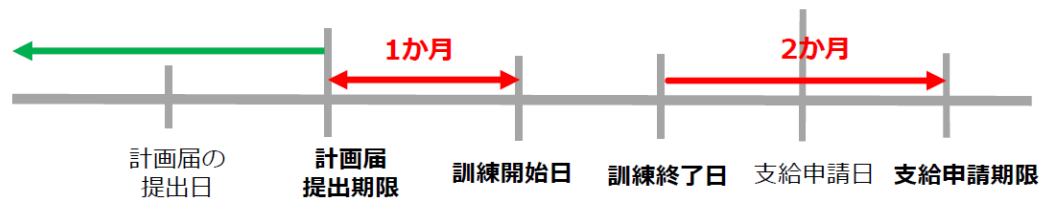
申請事業主の主な要件

- ・「事業展開等実施計画」を作成する事業主であること（計画届出時に提出が必要です）
- ・雇用保険適用事業所の事業主であること
- ・訓練開始日の1か月前までに、計画届を提出すること
- ・訓練期間中も、対象労働者に適正に賃金を支払うこと
- ・支給申請日までに、事業主が訓練経費を全額支払うこと
- ・訓練終了日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書を提出すること

対象労働者の主な要件

- ・申請事業所の雇用保険被保険者であること

◆◆申請スケジュール◆◆



◆◆受給のポイント◆◆

- ①新たな事業展開や企業内のDX化、グリーン・カーボンニュートラル化を推進するための職業能力を開発する訓練に助成されます。人材開発助成金の他のコースよりも高額な助成金、助成率になっています。
- ②新たな事業展開や業態転換を図るためには、企業整備等が必要になる事態も考えられるため、解雇等（喪失原因3）が発生していても対象になり得ます。
- ③Web会議システムを活用した同時双方向型訓練やeラーニング、通信制、定額制の訓練も対象になり得ます。
- ④新たな事業展開とは、新たな製品を製造または商品もしくはサービスを提供すること等により、新たな分野に進出することをいいます。また、事業や業種を変更することや、既存の事業の中で製品の製造方法やサービスの提供方法を変更する場合も含まれます。
- ⑤DX化とは、デジタル技術を活用した業務の効率化や、デジタル技術による製品、サービス、ビジネスモデルの変革を行うことをいいます。たとえば、ITツールや電子契約を利用したペーパーレス化などが対象となります。
- ⑥グリーン・カーボンニュートラル化とは省エネへの取り組み、再生可能エネルギーの活用等により脱炭素（カーボン）化を目指し、温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなど）の排出をゼロにすることをいいます。たとえば、これまでは化石燃料を使うトラクターで農薬を散布していたが、新たにドローンを導入して温室効果ガスの排出を抑えることなどが対象となります。

◆◆おすすめポイント◆◆

人材開発支援助成金の申請を考えていて、それが新たな事業展開や企業内のDX化、グリーン・カーボンニュートラル化を推進するための職業能力開発に結び付く訓練を行うことに関するのでしたら、事業展開等リスク支援コースを申請することをおすすめします。事業再構築補助金の申請を考えている事業主の社員訓練にもおすすめです。



あとがき